

令和6年度所定疾患施設療養費の算定状況

介護老人保健施設グリーン・ポート小松

介護老人保健施設において、入所されている利用者様の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患（肺炎や尿路感染症など）を発症した場合における施設内での医療提供の対応について以下の要件を満たした場合に評価されることとなりましたので、厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。当施設では、所定疾患施設療養費を適切に算定し、今後も利用者様の健康や安心に繋げていきたいと考えております。

【所定疾患施設療養費Ⅱの算定条件】

- ① 対象となる疾患にて治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定します。
- ② 所定疾患施設療養費Ⅱと緊急時施設療養費は同時に算定できません。
- ③ 所定疾患施設療養費Ⅱの対象となる入所者の状態は以下の疾患です。

イ 肺炎 ・ ロ 尿路感染症 ・ ハ 带状疱疹

ニ 蜂窩織炎 ・ 慢性心不全の憎悪
- ④ 肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定できるものであること。
- ⑤ 診断名及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても、同様に、医療機関で行われた検査、処置等の実施内容について情報提供を受け、当該内容を診療録に記載します。また、抗菌薬の使用に当たっては、薬剤耐性菌にも配慮するとともに、肺炎、尿路感染症及び带状疱疹の検査・診断・治療に関するガイドライン等を参考にすること。
- ⑥ 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定及び治療状況を報告します。
- ⑦ 当該介護老人保健施設サービスを行う介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する内容を含む研修を受講します。ただし、感染症対策に関する十分な経験を有する医師については、感染症対策に関する研修を受講した者とみなします。

■令和6年度算定状況： 所定疾患施設療養費Ⅱ （令和6年4月1日～令和7年3月31日）

[illegible]

令和6年度所定疾患施設療養費の算定状況

介護老人保健施設グリーン・ポート小松

■対象となる疾患と主な治療内容

肺炎	検査・処置	採血、インフルエンザ・コロナ検査、酸素吸入、吸痰
	内服・外用	
	注射	セフオン、スルバシリン、セファゾリンNa
	輸液	アクチット
尿路感染症	検査・処置	採血、尿沈渣検査、バルンカテーテル留置、膀胱洗浄、インフルエンザ・コロナ検査、酸素吸入
	内服・外用	レボフロキサシン、スルバシリン、カルバゾクロムスルホン酸Na、トラネキサム酸
	注射	PIPC、セファゾリンNa、チエナム、スルバシリン
	輸液	アクチット
带状疱疹	検査・処置	採血
	投薬	バラシクロビル、ビダラビン
	注射	スルバシリン
	輸液	アクチット
蜂窩織炎	検査・処置	採血、インフルエンザ・コロナ検査
	内服・外用	レボフロキサシン、塩酸ミノサイクリン
	注射	セファゾリン
	輸液	アクチット
慢性心不全 の憎悪	検査・処置	対象者なし
	内服・外用	
	注射	
	輸液	